

○厚生労働省訓第26号

(部内一般)

厚生労働省文書決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年7月11日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省文書決裁規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、平成29年7月11日から施行する。